

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
（届出事項） 第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一、二十二（略） 二十三 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に出資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合 二十四、二十九（略） 三十 専ら金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が当該金庫以外の者から資本調達を行う場合 三十一 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。） 2、7（略）	（届出事項） 第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一、二十二（略） 二十三 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に出資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合 二十四、二十九（略） （新設） （新設） 2、7（略）

[